

特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク
北海道ひきこもり当事者連絡協議会設置要綱

(目 的)

第1条 北海道ひきこもり当事者連絡協議会（以下、本協議会とする）は、ひきこもり当事者同士がつながり支え合うことでひきこもり当事者のさまざまな不安感の軽減除去を図り、安心して生きていくことができる地域づくりを目指して活動することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 本協議会は、前条の目的を達成させるために必要な、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) ひきこもり当事者との情報交換及び当事者団体間の協力体制整備に関する事項
- (2) ひきこもり当事者の思いや意見を尊重した理解啓発普及に関する事項
- (3) ひきこもり当事者団体間による協働した実践活動の開発に関する事項
- (4) ひきこもり当事者が生きやすい地域形成に向けた政策提言に関する事項
- (5) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第3条 本協議会は、委員10名以内をもって構成し、北海道内で活動するひきこもり当事者が主体となった別表に掲げる構成団体から選出する。ただし、選出構成団体は必要に応じて、見直すことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 本協議会には会長を置き、会長は委員の互選により決める。

- 2 会長は、会務を総括し協議会を代表する。
- 3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(開 催)

第6条 本協議会は会長が招集する。その際、北海道の広域性を有する地域特性上、電子会議（skype など）を積極的に活用する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときには、構成団体以外の者に対して、出席を求めることができる。この場合において、本協議会は個人情報を含むプライバシーについて保護するよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 本協議会の委員として従事する者及び事務に従事する者は、正当な理由なく、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局は、特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワークとし、その事務処理を行う。

(経費負担)

第10条 本協議会に係る経費については、各構成団体において負担する。ただし、助成金をもって本協議会で実施する事業については、その限りではない。

(補 則)

第11条 この設置要綱に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要となる事項については、会長が別に定める。

附 則 この要綱は2016年10月15日から施行する。

別表

区 分	団 体 名
当事者団体 函館	樹陽のたより
当事者団体 旭川	NAGI
当事者団体 帯広	リカバリースポット
当事者団体 札幌	SANGOの会
当事者団体 札幌	すなはま
事務局	特定非営利活動法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク